

令和5年度
九州大学大学院
マス・フォア・イノベーション関係学府
博士後期課程

学 生 募 集 要 項





マス・フォア・イノベーション関係学府は、文部科学省「卓越大学院プログラム」(令和2(2020)年度採択)「マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム」を実施しています。

1. 学府の概要

本学府は、昨今の数学に対する社会からの強いニーズに応えるべく、国際的に優れた「数学力」「統計力」を基盤に、数学モデリングを通して産業界や諸科学分野の研究者と組織や分野の垣根を越えて共創し、大学でも企業でも社会を変えるイノベーションを創発することができる、卓越した数学モデリング人材「マス・フォア・イノベーション プロフェッショナル」を育成する、分野横断型の博士課程一貫学位プログラムを実施している。

本学府では、関係協力学府である大学院数理学府(数理学専攻)、大学院システム情報科学府(情報理工学専攻と電気電子工学専攻)、大学院経済学府(経済工学専攻)の連係・協力の下、①高く柔軟な「数学力」、②データハンドリングに必須の「統計力」、③複雑な課題の本質を見抜き、数学モデルを構築する「モデリング力」、④他分野の研究者と協働し創造する「共創力」、⑤これらの4つの力を統合してイノベーションを創出する「創発力」の5つの力「マス・ファイブ・フォース(MFF)」を備えた人材を育成する。

2. アドミッション・ポリシー

本学府博士後期課程では、数学、情報科学、経済学などに学問的基盤を持つ学生で、大学院レベルでの数学の学力および実践的応用力が備わり、さらに高度で広範な数学の知識獲得や数学を用いた自らの研究の推進に意欲をもつ学生を求める。特に、高度に発達した数学理論の探究・構築や数学モデリングを用いた実践的応用の経験を持つとともに、異分野や社会における高度な課題にも挑戦し、新たな知見を獲得しようとする意欲のある学生を歓迎する。

3. 出願資格

令和5年4月期入学の下表の連係協力学府の博士後期課程を受験予定の者

※本学府に合格するためには、連係協力学府の入学者選抜に合格する必要がある。

なお、本学府入学者選抜に不合格の場合でも、連係協力学府の合格は取り消されない。

連 係 協 力 学 府	数理学府	数理学専攻
	システム情報科学府	情報理工学専攻 電気電子工学専攻

4. 募集人員

各連係協力学府の博士後期課程を受験予定の者から下表の人数を募集する。

連係協力学府	募集人員
数理学府	1名
システム情報科学府	1名

※本定員は、上表の各連係協力学府の定員をマス・フォア・イノベーション関係学府の定員として活用している。

5. 出願手続

出願は、インターネット上の「J-Bridge System (以下「JBS」という。)」を利用して行う。

① 以下のURLから出願用メールアドレスを登録する。

<https://forms.office.com/r/rXfQqzUSy7>

② 登録したメールアドレス宛に送付された、JBS用個人別URLにアクセスする。

③ 画面の指示に従い、JBS会員登録を行う。

④ JBS上で、志願情報登録及び出願書類のアップロードを行う。

6. 出願書類

必要な様式は、マス・フォア・イノベーション連係学府ホームページからダウンロードすること。

<https://www.gpmi.kyushu-u.ac.jp/>

出願書類	提出方法
出願書 ※1 ※2 修士論文・要旨 ※3	スキャンまたは変換したPDFファイルを、JBS上にアップロードする。
推薦書 ※4	推薦者が直接指定のアドレスに送付する。

※1 【出願書】 数理学府 (様式1-1)

・出願理由 (文字数指定なし)

① 本連係学府を志望する動機

② 特に優れた学業成績、受賞歴、飛び級入学、留学経験、語学力、特色ある学外活動など、客観的にアピールできる事項

※2 【出願書】 システム情報科学府 (様式1-2)

・出願理由 (日本語2,000文字以上、英語800単語以上)

① 本連係学府を志望する動機

② 目指す将来像

③ 自己の長所、短所

④ 入学後の抱負

⑤ 特に優れた学業成績、受賞歴、飛び級入学、留学経験、語学力、特色ある学外活動など、客観的にアピールできる事項

※3 修士論文(又はこれに相当するもの)及びその要旨(A4判1頁)

※4 【推薦書】 (様式2)

・出願者の専門性を熟知している方(現在の指導教員、受け入れ希望指導教員、当該分野の研究指導者など)からの推薦書を提出すること。

・推薦者自らが、PDFファイルに変換後、マス・フォア・イノベーション卓越大学院事務支援室(gpmioffice@jimu.kyushu-u.ac.jp)までメールで送付すること。

7. 出願期間

事 項	期 間
出願用メールアドレス登録	令和5年1月9日（月）～ 1月19日（木）17時まで
志願情報登録及び出願書類のアップロード	令和5年1月10日（火）～ 1月20日（金）17時まで

JBS用個人別URLは、出願用メールアドレス登録の翌日正午までに送付予定(土日祝日除く)。

8. 出願上の注意事項

- ・本学府入学者選抜としての検定料は徴収しない。
- ・出願書類に不備がある場合は受理できない。
- ・出願書類受理後は、原則として記載事項の変更は認めない。
- ・出願前に希望指導教員に連絡することを強く推奨する。

9. 面接試験受験票

受験票は、JBSから印刷し、面接試験当日に持参すること。

10. 選抜方法

連係協力学府ごとに、以下のように選抜を実施する。

書類審査及び結果通知

数理学府	令和5年1月31日（火）までに通知
システム情報科学府	令和5年2月14日（火）までに通知

面接試験

数理学府	令和5年2月13日（月）
システム情報科学府	令和5年2月28日（火）・令和5年3月2日（木）

詳細については、出願者へ別途連絡する。

災害等により日程への影響が懸念される場合には、18.問合せ先に確認をすること。

※合格者は、令和5年4月期入学の連係協力学府の博士後期課程入学者選抜に合格した者の中から、決定する。

なお、本学府入学者選抜に不合格の場合でも、連係協力学府の合格は取り消されない。

11. 合格者発表 令和5年3月9日（木）午前10時

合格者の受験番号を九州大学大学院マス・フォア・イノベーション連係学府のホームページ (<https://www.gpmi.kyushu-u.ac.jp/>) に掲載するとともに、合格者本人にも郵送で通知する。

12. 入学時期 令和5年4月1日

13. 入学手続

入学手続書類は、合格者あてに合格通知とともに発送するので、所定の期日までに入学手続を完了すること。

なお、本学府の入学手続を行う前に、連係協力学府での入学手続を行っている場合、入学料を再度納付する必要はない。

(1) 入学手続期間

令和5年3月10日（金）から 令和5年3月16日（木）

(2) 入学手続の際に納付する経費等

1) 入学料：282,000円（予定）

2) 授業料：半期 267,900円 年間 535,800円（予定）

ただし、在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料を適用する。

14. 経済的支援について

本学府に選抜された大学院生への経済的サポートを実施する。支給金額は年度ごとの予算状況により決定する。

（参考）令和4年度

○博士後期課程学生

（学振DC、次世代研究者挑戦的研究プログラムと同等額）

卓越奨励金：年間186万円程度支給

授業料支援金：年間54万円程度支給

15. 入試説明会

以下の日時に、マス・フォア・イノベーション連係学府入試説明会を実施する。参加方法等の詳細は、ホームページ(<https://www.gpmi.kyushu-u.ac.jp/>)を参照すること。

・日時：令和4年12月3日（土） 10:00～

16. 障害等のある入学志願者について

本学では、障害等のある者に対して、受験上及び修学上必要な配慮を行う場合があり、そのための相談を常時受け付けている。受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるので、出願前のなるべく早い時期に18. 問合せ先まで相談すること。

17. 長期履修制度について

本学では、学生が職業を有する、あるいは障害がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計

画的な履修を認める制度を導入している。

この制度の適用を申請し認められた場合、納付する授業料総額は標準修業年限分をよく、標準修業年限分の授業料を計画した履修年数で除した額を毎年納入することになる。

なお、詳細については、18. 問合せ先まで相談すること。

18. 問合せ先

九州大学理学部等事務部

マス・フォア・イノベーション卓越大学院事務支援室

〒819-0395 福岡市西区元岡744番地 ウェスト1号館4階A413号室

電話番号: (092) 802-4355

E-mail : gpmioffice@jimu.kyushu-u.ac.jp

○ 出願書類における個人情報の保護について

- ・ 出願書類に記載の個人情報は、入学者選抜で利用するほか、合格者の住所・氏名等を入学手続業務で利用する。
- ・ 入学者選抜で利用した成績等の個人情報は、個人が特定できないかたちで本学府における入学者選抜に関する調査研究で利用する。
- ・ 出願書類に記載の個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、出願者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはない。